

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和6年10月

大阪府人事委員会



大人委第1974号
令和6年10月7日

大阪府議会議長 中谷 恭典 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

第1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の職員給与と民間給与の実態	1
(1) 職員給与	
(2) 民間給与	
2 職員給与と民間給与との比較	4
(1) 月例給	
(2) 特別給	
3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究	4
4 本府職員の給与を取り巻く情勢	5
(1) 賃金・雇用情勢	
(2) 物価・生計費	
(3) 国家公務員の給与等	
5 本年の給与改定等	7
(1) 月例給	
(2) 特別給	
(3) 初任給調整手当	

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

1 基本的考え方	10
2 各制度別の具体的措置内容	10
(1) 給料表及び給与制度	
(2) 地域手当	
(3) その他の月例手当等	
(4) 特定任期付職員の特別給（ボーナス）	
(5) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当	

第3 効果

1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について	16
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定について	17
(1) 改定の内容	
(2) 改定の実施時期	
(3) 経過措置等	

第4 意見

1 給与勧告の意義とるべき給与制度.....	66
2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組.....	67
(1) 人材の確保	
(2) 人材の育成	
(3) 人事評価制度とその活用	
3 働きやすい職場環境の構築.....	69
(1) 長時間労働の是正	
(2) 教育職員の負担軽減に向けた取組	
(3) 多様で柔軟な働き方の実現	
(4) 職員の健康確保	
(5) ハラスメントのない職場環境づくり	
結語	74

参考資料

第1 職員と民間の給与の状況と本年の給与改定

1 本年の職員給与と民間給与の実態

(1) 職員給与

本委員会は、「令和6年職員給与実態調査」を実施し、一般職職員及び市町村立学校の府費負担教職員（臨時の任用職員、非常勤職員等を除く。以下「職員」という。）の本年4月分給与の支給状況等について全数調査を行った。

ア 平均給与（月例給）

調査時点（本年4月1日）において、民間給与と比較する行政職給料表適用職員（**10,891**人、平均年齢**40.2**歳）の平均給与月額は**373,660**円であり、昨年の勧告を踏まえて給料表の引上げ改定が行われたこと等により、昨年4月と比べ**2,434**円増加した。

（参考資料 1 職員給与 第1表）

（注） 定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）附則第22項により給料月額が決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む**60**歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出した。

イ 期末手当及び勤勉手当（特別給）

期末手当及び勤勉手当（以下「期末・勤勉手当」という。）は、6月と12月の2回に分けて支給され、各支給期の支給割合は、期末手当が**1.225**月分（特定管理職員は**1.025**月分）、考課査定分に相当する勤勉手当が**1.025**月分（特定管理職員は**1.225**月分）であり、年間平均支給割合は、**4.50**月分（定年前再任用短時間勤務職員等（暫定再任用職員を含む。以下同じ。）、指定職給料表適用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）である。

（参考資料 1 職員給与 第12表）

(2) 民間給与

ア 調査の概要

本委員会は、職員給与を民間給与と比較検討するため、人事院並びに都

道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同して、企業規模が**50**人以上かつ事業所規模が**50**人以上である府内の民間事業所**4,707**（母集団事業所）のうち、層化無作為抽出法によって抽出した**665**事業所を対象に「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施し、民間事業所の協力のもと、**506**所の調査を完了した（完了率**77.3%**）。

この調査では、公務に類似すると認められる事務・技術関係**22**職種及び研究員、医師等**54**職種について、本年4月分の給与月額及び役職段階、学歴、年齢等を従業員単位で調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。また、民間事業所における特別給の支給状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの支給実績についても調査している。

（参考資料 2 民間給与）

（注） 調査完了率は、調査対象事業所のうち、企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した**10**事業所を除く**655**事業所に占める調査完了事業所の割合である。

イ 調査結果

（7）初任給

初任給は、新卒事務員・技術者の平均で、大学卒が**225,440**円、高校卒が**188,475**円であった。新規学卒者を採用した事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で**70.0%**（昨年**61.4%**）、高校卒で**76.8%**（同**67.4%**）、据え置いた事業所の割合は、大学卒で**29.5%**（同**38.0%**）、高校卒で**21.4%**（同**32.6%**）となっている。

【表1】学歴別初任給（事務・技術関係職種）

項目 学歴	初任給（円）	改定状況（%）		
		増額	据置き	減額
大学卒	225,440	70.0 (61.4)	29.5 (38.0)	0.5 (0.6)
高校卒	188,475	76.8 (67.4)	21.4 (32.6)	1.8 (0.0)

（注） 1 改定状況は新規学卒者の採用がある事業所を**100**とした割合である。

2 改定状況はそれぞれ端数処理をしているため、合計が**100**とならない場合もある。

3 () 内は前年の数値である（以下表2及び表3において同じ）。

（4）給与改定等

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割

合は **63.4%**（昨年 **55.7%**） 、ベースダウンを実施した事業所の割合は **1.7%**（同 **0.3%**）となっている。

【表2】民間における給与改定の状況

(単位 : %)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベース改定 中止	ベースダウン 実施	ベース改定 慣行なし
係 員	63.4 (55.7)	1.9 (4.1)	1.7 (0.3)	33.0 (39.9)
課 長 級	57.1 (44.4)	2.5 (6.9)	1.6 (0.0)	38.8 (48.7)

(注) 1 ベース改定慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く。

2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない場合もある。

また、一般の従業員（係員）について、定期昇給を実施した事業所の割合は **90.1%**（同 **86.7%**）で、昨年に比べて昇給額を増額した事業所は **38.6%**（同 **37.3%**）、減額した事業所は **2.4%**（同 **2.4%**）、定期昇給を停止した事業所の割合は **0.4%**（同 **0.8%**）となっている。

【表3】民間における定期昇給の実施状況

(単位 : %)

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施				定期昇給 停止	定期昇給 制度なし
			増額	減額	変化なし		
係 員	90.5 (87.5)	90.1 (86.7)	38.6 (37.3)	2.4 (2.4)	49.1 (47.0)	0.4 (0.8)	9.5 (12.5)
課長級	81.0 (76.8)	80.6 (76.1)	33.7 (32.7)	2.9 (2.5)	44.0 (40.9)	0.4 (0.8)	19.0 (23.2)

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く。

2 それぞれ端数処理をしているため、合計が 100 とならない又は構成比の合計が一致しない場合もある。

このように、9割以上の事業所が一般の従業員（係員）の定期昇給を実施していることに加え、初任給の引上げやベースアップを行った事業所の割合が昨年度に引き続き増加していることから、人材確保上の必要性等を踏まえた相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

2 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員と民間従業員との給与比較を、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づいて行っており、職員にあっては行政職給料表の適用を受ける職員、民間にあってはこれに相当する事務・技術関係の職務に従事する従業員について、役職段階や年齢、学歴が同じ者

同士の4月分給与をラスパイレス方式で比較し較差を算定している。

本年は、職員給与が**373,647**円、民間給与が**385,340**円となり、職員給与が民間給与を**11,693**円(3.13%)下回っていた。

【表4】職員給与と民間給与の較差

民間給与 [A]	職員給与 [B]	較差 [A-B]
385,340 円	373,647 円	
<内訳>		
きまつて支給する給与 (時間外手当、通勤手当を除く)	給料の月額(調整額含む) 315,738円 管理職手当 5,178円 扶養手当 6,523円 地域手当 38,661円 住居手当 7,436円 初任給調整手当 72円 単身赴任手当(基礎額) 39円	11,693円 (3.13%)

(注) 1 民間給与の「きまつて支給する給与」は、本年の職種別民間給与実態調査において名称によらず月ごとに支給される全ての給与をいう。

2 「単身赴任手当」は交通距離に応じた加算額を除いた基礎額のみの額である。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合を算出し、これを職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数と比較したうえで、0.05月単位で改定の勧告を行ってきている。昨年8月から本年7月までの1年間において民間で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の**4.59**月分であり、これに相当する職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が**4.50**月分であることから、民間の支給割合を**0.09**月分下回っていた。

(参考資料 1 職員給与 第12表、2 民間給与 第19表)

3 賃金構造基本統計調査の活用及び研究

本府では、大阪府職員基本条例(平成**24**年大阪府条例第**86**号)において、人事委員会は直近の賃金構造基本統計調査(以下「賃金センサス」という。)等を参考として活用するものとされていることを踏まえ、本委員会は、直近3か年の賃金センサスの調査結果を用いて、一般的な給与決定要素と考えられる役職段階や年齢等に応じた民間給与の状況を確認している。

本年の分析によれば、役職段階別の給与水準について、民間従業員(規模計)と府職員それぞれについて、所定内給与額の上位25%から下位25%までの範囲

を比較したところ、係長級及び非役職では概ね均衡しているが、部長級及び課長級では府職員が民間より高い水準となっていた。

また、年齢・勤続年数に着目し、府職員及び民間従業員それぞれについて、その役職段階ごとに、在職者が最も多い年齢・勤続年数を比較した場合、役職（係長級、部長級及び課長級）においては、民間従業員の方がいずれも年齢等が低く、昇任スピードが早い傾向にあることが確認できた。

なお、賃金センサスは、民間との給与比較において対象外としている通勤手当が含まれていることや役職段階の区分が異なること、また、前年分の月例給についての調査結果であり最新の賃金改定が反映されていないことなど、「職種別民間給与実態調査」に比べ精確性の観点で課題がある。

前述のように、大阪府職員基本条例においては、直近の賃金センサス等を参考として活用することとされていることから、本委員会としては、賃金センサス等の更なる活用方策について調査・研究を進める必要があると考えている。

（参考資料 3 賃金構造基本統計調査）

4 本府職員の給与を取り巻く情勢

（1）賃金・雇用情勢

大阪府総務部統計課の「毎月労働統計調査地方調査」による本年4月の府内民間事業所の所定内給与は、昨年4月に比べて**2.9%**増加しており、厚生労働省の調査による本年4月の大坂府における有効求人倍率は、昨年4月に比べて**0.10**ポイント低下していた。

【表5】賃金・雇用に関する指標

		年度平均		令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月
きまつて支給する給与	金額（千円）	令和4年度	令和5年度			
	前年比(%)	2.0	0.6	1.8	0.0	3.1
うち 所定内給与	金額（千円）	280.7	283.5	282.7	284.3	294.0
	前年比(%)	1.7	1.0	1.6	0.5	2.9
有効求人倍率	倍率（倍）	1.27	1.27	1.18	1.32	1.22

(注) 1 「きまつて支給する給与」及び「うち所定内給与」は、毎月労働統計調査（厚生労働省）における事業所規模30人以上の調査産業計の数値であり、年度平均は暦年の平均値である。
2 「有効求人倍率」について、年度の数値は原数値、各年4月の数値は季節調整値である。

(2) 物価・生計費

総務省統計局が公表している本年4月の大阪市における消費者物価指数は、昨年4月に比べて **2.2%** 上昇しており、総務省統計局の家計調査の結果を基に、人事院と同様の方法で本委員会が算定した本年4月の大阪市における標準生計費は、2人世帯 **140,790 円**、3人世帯 **170,360 円**、4人世帯 **199,970 円**、5人世帯 **229,570 円**であった。

(参考資料 4 生計費)

【表6】物価・家計に関する指標

		年度平均		令和4年 4月	令和5年 4月	令和6年 4月
		令和4年度	令和5年度			
消費者物価指数	前年比(%)	3.4	2.9	2.4	3.9	2.2
消費支出	金額(千円)	290.1	300.5	276.3	381.1	308.1
	前年比(%)	8.2	3.6	△9.1	38.0	△19.2

(注) 「消費支出」は、勤労者世帯かつ農林漁家世帯を含む数値である。

(3) 国家公務員の給与等

ア 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対し、一般職の国家公務員の給与について報告し、併せて民間給与との較差 **11,183 円 (2.76%)** に基づく給与改定として俸給表の平均 **3.0%** の引上げと、民間の支給状況を踏まえた特別給の引上げ（期末手当及び勤勉手当に **0.05** 月分ずつ均等に配分）について勧告を行った。勧告の概要は、参考資料「5 人事院勧告の概要」に示すとおりである。

イ 国家公務員との均衡

地方公務員法において、職員の給与は国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与等を考慮して定めることとされている（均衡の原則）。令和5年4月1日現在の府域における国家公務員の給与水準との関係で見ると、本給を比較対象としたラスパイレス指数では国家公務員の水準を上回るが、地域手当を含めた補正後のラスパイレス指数では、国家公務員の水準を下回っている状況にある。

【表7】職員と国家公務員との給与水準の比較

項目	令和4年4月	令和5年4月
ラスパイレス指数	100.7	100.8
地域手当補正後 ラスパイレス指数	99.2	99.3

- (注) 1 上記指数は、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給の月額と本府の行政職給料表適用職員の給料の月額を、学歴、経験年数別のラスパイレス方式により国を100として比較したものである。
- 2 地域手当補正後ラスパイレス指数は、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したものである。

また、本年の人事院勧告では、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、行政職俸給表(一)適用職員について所要の改定をすることとしており、この改定が実施された場合、大阪市域に在勤する国家公務員について、一般職試験(大卒程度)に係る初任給(俸給及び地域手当)は**255,200円**、一般職試験(高卒者)に係る初任給は**218,080円**になると見込まれる。

【表8】職員と国家公務員との初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	203,300円	11.8%	227,289円	171,500円	11.8%	191,737円
国 (現行)	196,200円	16.0%	227,592円	166,600円	16.0%	193,256円
国 (改定後)	220,000円	16.0%	255,200円	188,000円	16.0%	218,080円

- (注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。
2 現行の給料月額、俸給月額及び地域手当支給割合は、本年4月1日時点のものである。

5 本年の給与改定等

職員の給与の決定条件に関する調査等の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案した結果、下記のとおり改定することが適当であると判断した。

(1) 月例給

前記2(1)のとおり、本年4月時点の職員給与が民間給与を**11,693円(3.13%)**下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

月例給の改定にあたっては、人材確保の観点等を踏まえ、初任給及び若年層に重点を置いて、基本給である給料を引き上げることとする。

ア 行政職給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表について、平均 **3.32%** の引き上げ改定を行う。

(7) 初任給

本府における一般行政職採用試験の状況を見ると、受験者の多くが国家公務員などを併願している状況にあることや、地方公務員の競争試験における受験者総数が減少傾向にあることから、初任給の引き上げにあたっては、国家公務員など公務間の人材獲得競争の観点を踏まえる必要がある。

このような状況や、前記 1(2)で示す民間の初任給の動向及び前記 4(3)で示す国家公務員の初任給に係る改定内容等を踏まえ、本年の人事院勧告による改定後の大都市域に在勤する国家公務員一般職の初任給を目安として、行政職給料表の初任給に係る号給の給料月額について、大学卒程度を **23,800** 円、高校卒程度を **21,400** 円、それぞれ引き上げることとする。

【表9】職員と国家公務員との改定後の初任給の比較

	大卒			高卒		
	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給	給料月額 (俸給月額)	地域手当 支給割合	初任給
府 (現行)	203,300 円	11.8%	227,289 円	171,500 円	11.8%	191,737 円
府 (改定後)	227,100 円	11.8%	253,897 円	192,900 円	11.8%	215,662 円
国 (改定後)	220,000 円	16.0%	255,200 円	188,000 円	16.0%	218,080 円

(注) 1 国の地域手当支給割合は、大阪市域に在勤する国家公務員の支給割合である。

2 現行の給料月額及び地域手当支給割合は、本年 4 月 1 日時点のものである。

(1) 初任給以外

本府の行政職給料表の現状や国家公務員の改定状況等を踏まえ、30 歳台半ばまでの職員が在職する号給においては、**23,800** 円から **12,000** 円まで、**30** 歳台後半から **40** 歳台半ばまでは、**11,800** 円から **3,500** 円まで改定額を遞減させながら引き上げることとし、**40** 歳台後半以降については、一律 **3,300** 円引き上げることとする。

イ 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の引上げ改定を行う。

(2) 特別給

前記2(2)のとおり、職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を**0.09**月分下回っていることから、民間の支給割合との均衡を図るため、現在、年間平均支給月数が**4.50**月分となっている職員の期末・勤勉手当を**0.10**月分引き上げ、年間**4.60**月分とする。

引上げ分の配分にあたっては、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の取扱いを踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、それぞれの支給月数が6ヶ月期及び12ヶ月期で均等になるように定めることとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員等及び指定職給料表適用職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給割合を引き上げることとする。

(3) 初任給調整手当

人事院勧告では、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施することとしている。

本府においても、これまで国の改定に準じることを基本としてきた経過を踏まえ、人事院勧告と同様に医師等の初任給調整手当を改定することとする。

第2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

1 基本的考え方

人事院においては、公務志望者の減少や若年層職員の離職増加など人材確保が危機的状況にあることから公務員人事管理をめぐる重点課題に取り組んでおり、その一環として給与面においても他の施策と相乗的な効果を挙げができるよう「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として勧告を行ったところである。

本委員会としても、公務員人事管理をめぐる諸課題については、共通の認識を有していることから、人材の確保や人材育成を含む職員の意欲・能力の向上に向けた取組や働きやすい職場環境の構築について意見を述べ、任命権者の取組を促しているところである。これらの取組と相乗効果が期待できる給与制度の整備についても、基本的には、国の「給与制度のアップデート」を踏まえて実施する必要があるとの考えから勧告を行うこととした。

2 各制度別の具体的措置内容

(1) 納入表及び給与制度

ア 行政職給料表

人事院においては、初任給について、特に地域手当が支給されない地域において民間水準を大きく下回っていることを踏まえ、当該地域における民間並みの水準を確保した上で、今後も民間水準の上昇が見込まれることを考慮し、大幅な初任給の引上げの勧告を行った。本府においても前記第1の5(1)のとおり大幅に引き上げることとする。

主査級以上の職員を対象とする各職務の級について、人事院では職務や職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間等からの採用者の待遇を確保する観点から、俸給水準や昇格メリット（昇格に伴う俸給月額の増加額）の設定を見直した。本府においては、昨年12月の「部長級及び主査級職員の給与に関する報告及び勧告」に基づき、行政職給料表について、国に先駆けて、主査級の給料の初号近辺の号給をカットし初号の給料月額を引き上げるとともに、課長補佐級への昇格時の昇給額の見直しを行ったところであることから、主査級及び課長補佐級については、今回の改定は行

わないこととする。

課長級以上の各職務の級については、人事院において、隣接する職務の級間での俸給月額の重なりの解消や成績優秀者の昇給幅の拡大など大幅な見直しが行われたところである。本府においては、部長級及び次長級において、給料月額の定額化を導入し、既に職務の級間の重なりを完全になくしている。また、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づき、管理職の職制を含む組織の見直しの検討を行っているところである。そのため、本委員会としては、課長級以上の給与制度のあり方について、国の今後の取組や他の地方公共団体の状況等も注視しつつ、引き続き検討を行うこととする。

イ 行政職給料表以外の給料表

上記アのとおり、行政職給料表において、課長級以上の職務の級の改定については、引き続き検討を行うこととしている。

したがって、行政職給料表以外の給料表における課長級相当以上の職務の級については同様の取扱いとする。

それ以外の職務の級については、人事院勧告における行政職俸給表（一）以外の俸給表における初号近辺の号俸カットの取扱いを踏まえ、これに対応する給料表において職務の級の初号の給料月額を引き上げる改定を行うこととする。

(2) 地域手当

ア 改定の趣旨等

人事院においては、最新のデータを用いて地域の民間賃金の状況を国家公務員給与に反映させるよう、支給地域等を見直した。その際、現在の仕組みにおいては、非支給地を含めて8段階の級地区分を設け、市町村単位で支給割合を定めていること等により、隣接する市町村との関係で不均衡が生じている等の意見があることを踏まえ、級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分の段階数を削減することにより大きく化が図られた。

本府では、府域の生活圏や経済圏としての連続性・一体性が見られるこ

とや、人事異動の実態を踏まえ、府域全体を一律支給としているところである。

本年の人事院勧告における大阪府内の地域手当の支給地域及び支給割合は、大阪市及び吹田市 **16%**、両市を除く大阪府 **12%**とされている。

本府の支給割合については、これまでの考え方、国や他の地方公共団体の取扱いなどを踏まえ、引き続き検討を行うこととする。

イ 異動保障

人事院においては、異動保障の期間について、現在2年間としているところ1年間延長し、異動等から3年間とすること、また、異動保障による地域手当の支給割合について、1年目及び2年目の支給割合は、現在と同様に、それぞれ異動等前の支給割合の **100%**及び **80%**とし、3年目は **60%**とした。

本府においても、異動保障の取扱いについては、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(3) その他の月例手当等

ア 扶養手当

人事院勧告では、民間企業や公務における配偶者に係る手当の状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る扶養手当を廃止することとしている。

他方、子に要する経費の実情や、国として少子化対策を推進していることを踏まえれば、子に係る扶養手当を更に充実させることが適當であるため、配偶者に係る扶養手当 **6,500**円を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を **10,000**円から **13,000**円に引き上げることとし、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、配偶者に係る手当額が相対的に低額である行政職俸給表（一）8級相当の職員を除き、段階的に実施することとしている。

本府においても、扶養手当については、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

イ 通勤手当及び単身赴任手当

(7) 通勤手当の支給限度額等

人事院勧告では、新幹線等の利用を含めた長距離の通勤をする職員の経済的負担を軽減していくことは、ライフスタイルが多様化する中で、職員が個々の事情に応じ、経済的負担にとらわれずに柔軟に通勤手段を選択できることにつながり、勤務地を異にする異動の円滑化や離職防止にも資することから、通勤手当の支給限度額を1か月あたり**55,000**円から**150,000**円に引き上げることとし、この支給限度額の範囲内で、これまで2分の1に相当する額（上限**20,000**円）としていた新幹線等を利用する場合の特別料金等の額についても、全額を支給することとしている。

本府においても、通勤手当の支給限度額等の取扱いについては、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(1) 新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当

人事院勧告においては、現行制度では異動等に伴う場合に限られている新幹線等に係る通勤手当及び単身赴任手当について、近年の人材確保の困難性の高まりを踏まえ、人材確保にも資するよう、これらの手当の支給要件を満たす新たに採用された職員に対して支給することとした。

あわせて、様々な事情を有する職員の勤務継続を可能とし、人事配置の円滑化を図る観点から、新幹線等に係る通勤手当の支給要件を見直すこととした。具体的には、新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり**30**分以上短縮されることを求める要件を廃止すること。また、異動等の直前の住居からの通勤であることを求める要件などを緩和し、育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員に対しても手当を支給することとした。

本府においても、新幹線等に係る通勤手当や単身赴任手当の支給要件については、これまで国に準拠することを基本としてきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

ウ 管理職員特別勤務手当

管理職員は、業務を自ら管理できる地位にあるため時間外勤務手当は支給されないが、近年、災害への対処など他律的な事由により深夜に及ぶ勤務を相当程度行う実態が見られ、時間外労働に対する社会全体の意識が変容している中で、対応にあたる負担感がこれまで以上に大きくなっている。人事院勧告においては、こうした状況の変化を受け、管理職員に対してその勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を、現行の午前0時から午前5時を午後10時から午前5時まで拡大することとした。

本府においても、平日深夜に係る管理職員特別勤務手当については、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

(4) 特定期付職員の特別給（ボーナス）

現行の特定任期付職員に対し、勤務成績を反映することができるのは、特に顕著な業績を挙げた場合に年に1回支給可能な特定任期付職員業績手当のみとなっている。人事院勧告では、公務全体として能力・実績に基づく人事管理を進める中で、特定任期付職員も、勤務成績を適時のタイミングで給与に反映し、支給額のメリハリを柔軟に付けるため、特定任期付職員のボーナスを、期末手当と人事評価の結果等に応じて支給される勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとした。

本府においても、特定任期付職員の給与制度は、これまで国に準拠してきたことを踏まえ、人事院勧告と同様、期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止することとする。

ア 期末手当及び勤勉手当の支給月数等

人事院勧告では、特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の平均支給月数は、優秀者に対して勤勉手当を上乗せするための原資を確保しつつ、期末手当及び勤勉手当の配分が一般職員と同程度となるよう留意し、年間で期末手当 **1.90** 月、勤勉手当 **1.75** 月とし、6ヶ月期と12ヶ月期の支給月数が均等になるよう定めることとした。

本府においても、特定任期付職員の給与制度は、これまで国に準拠して

きたことを踏まえ、人事院勧告と同様の支給月数とする。

イ 勤勉手当の成績区分及び成績率

人事院勧告では、特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率（支給月数に相当）は、「優秀」（**0.875** 以上 **2.625** 以下）、「良好（標準）」（**0.775**）及び「良好でない」（**0.71** 以下）の3段階とした。

本府における特定任期付職員の勤勉手当の成績区分及びこれに応じた成績率については、特定任期付職員以外の職員との均衡も踏まえ、引き続き検討を行うこととする。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

近年、複雑・高度化する行政課題に的確に対応するため、高齢層職員の能力及び経験の活用が進められてきており、**60** 歳前の職員と同様に、再任用された職員が転居を伴う異動を行う場合があるなど、制度創設時には想定されていなかった人事運用の変化が生じた。こうした状況を踏まえ、国においては、平成**27** 年度から単身赴任手当を支給することとしたが、定年前再任用短時間勤務職員等が、勤務地を異にする異動を含め全国の様々な勤務先で活躍できるよう、給与面でも更に支援する必要が生じた。このため、人事院勧告では、定年前再任用短時間勤務職員等に対し、現在支給されていない手当中で異動の円滑化に資するものを新たに支給することとした。具体的には、地域手当（異動保障など特例的に支給されるもの）、研究員調整手当、住居手当、特地勤務手当（同手當に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給することとされた。

本府においても、平成**29** 年の勧告において、再任用された職員についても国と同様に広域な人事異動等が想定されるとして、国に準拠して単身赴任手当を支給することとした経過を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員等に対する地域手当（異動保障など特例的に支給されるもの）及び住居手当の支給について、人事院勧告と同様、所要の改定を行うこととする。

第3 勧告

職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年大阪府条例第70号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年大阪府条例第86号）に定める職員の給与について下記のとおり改定するよう勧告する。

記

1 令和6年4月の民間給与との比較に基づく給与改定について

(1) 改定の内容

ア 給料表

(ア) 職員の給与に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(ウ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

イ 期末・勤勉手当

(ア) (イ)、(ウ)及び(エ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**1.25**月分

(定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ**0.7**月分) とし、

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.05**月分 (定

年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ**0.5**月分) とするこ

と。

(イ) 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**1.05**月分

(定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ**0.6**月分) とし、

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.25**月分 (定

年前再任用短時間勤務職員等にあっては、それぞれ**0.6**月分) とするこ

と。

(ウ) 指定職給料表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**0.6625**月分

とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ**1.0625**月分とすること。

(エ) 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**1.725**月分とすること。

ウ 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を**252,400円**に引き上げること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に伴う改定について

(1) 改定の内容

ア 職員の給与に関する条例に定める給料表

1の(1)のアの(ア)による改定後の給料表を別記第4のとおり改定すること。
これに伴う給料表への切替えは別記第5の切替要領によること。

イ 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第13条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき**13,000円**とすること。

ウ 地域手当

職員の給与に関する条例第13条の4の規定による地域手当について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とし、異動等の日から2年を経過する日の翌日から3年を経過する日までの期間の支給割合を異動等の前に在勤していた地域等に係る地域手当の支給割合に**100分の60**を乗じて得た割合とすること。

エ 通勤手当

(ア) 1箇月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の額及び職員の給与に関する条例第14条第3項に規定する「新幹線

鉄道等」に係る通勤手当の額を合算した額の限度を**150,000円**とするこ
と。

- (イ) 新幹線鉄道等に係る通勤手当の要件のうち、対象とする新幹線鉄道等
の利用を、人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相
当程度資するものであると認められるものに限る取扱いを廃止するこ
と。
- (カ) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前
の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別
料金等を負担することを常例とする職員であって任用の事情等を考慮し
て人事委員会規則で定める職員に対し、新幹線鉄道等に係る通勤手当を
支給すること。

オ 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人
事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活す
ることを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在
勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難で
あるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

カ 管理職員特別勤務手当

- (ア) 職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で指
定する職にある職員又は指定職給料表の適用を受ける職員が災害への対
処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時まで
の間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の
時間に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。
- (イ) (ア)の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、
(ア)による勤務1回につき、それぞれ次に定める額（その勤務に従事する
時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、
それぞれその額に**100分の150**を乗じて得た額）とすること。
- a 職員の給与に関する条例第11条第1項に規定する人事委員会規則で指
定する職にある職員
6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額
- b 指定職給料表の適用を受ける職員

a の人事委員会規則で定める額のうち最高のものに**100**分の**150**を乗じて得た額

キ 定年前再任用短時間勤務職員等の諸手当

職員の給与に関する条例第13条の3及び第13条の4の規定による地域手当、住居手当を支給すること。

ク 特定期付職員の期末・勤勉手当

(ア) 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ**0.95**月分とすること。

(イ) 勤勉手当を支給すること。

(ウ) 6月及び12月に特定任期付職員に対して支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に**100**分の**87.5**を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(エ) 特定期付職員業績手当を廃止すること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。

(3) 経過措置等

ア 扶養手当の月額等の特例措置

(ア) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は**3,000**円とすること。

(イ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満**15**歳に達する日後の最初の4月1日から満**22**歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、条例第13条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき**11,500**円とすること。

イ その他所要の措置

アに掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

53	255, 700	325, 300	378, 700	421, 800	456, 200		
54	256, 600	326, 700	379, 300	422, 000	456, 400		
55	257, 800	328, 200	379, 800	422, 200	456, 600		
56	259, 300	329, 500	380, 300	422, 400	456, 800		
57	260, 100	330, 700	380, 600	422, 600	457, 000		
58	260, 900	331, 600	381, 300	422, 800			
59	261, 800	332, 500	382, 000	423, 000			
60	262, 600	333, 400	382, 700	423, 200			
61	263, 500	334, 100	383, 300	423, 400			
62	264, 100	334, 900	384, 000	423, 600			
63	264, 700	335, 700	384, 700	423, 800			
64	265, 500	336, 500	385, 400	424, 000			
65	266, 100	337, 100	385, 600	424, 200			
66	267, 100	337, 700	386, 000	424, 400			
67	268, 100	338, 300	386, 300	424, 600			
68	269, 100	338, 900	386, 600	424, 800			
69	269, 800	339, 600	386, 900	425, 000			
70	270, 600	340, 300	387, 200	425, 200			
71	271, 500	341, 000	387, 500	425, 400			
72	272, 400	341, 700	387, 800	425, 600			
73	273, 100	342, 000	388, 200	425, 800			
74	274, 000	342, 600	388, 500				
75	274, 900	343, 200	388, 900				
76	275, 900	343, 800	389, 300				
77	276, 500	344, 100	389, 500				
78	277, 000	344, 600	389, 700				
79	277, 900	345, 100	389, 900				
80	278, 800	345, 600	390, 100				
81	279, 800	346, 000	390, 300				
82	280, 800	346, 500	390, 500				
83	281, 900	346, 900	390, 700				
84	282, 700	347, 400	390, 900				
85	283, 500	347, 600	391, 100				
86	284, 400	348, 100	391, 300				
87	285, 400	348, 500	391, 500				
88	286, 400	349, 000	391, 700				
89	287, 300	349, 300	391, 900				
90	288, 200	349, 800					
91	289, 100	350, 300					
92	289, 800	350, 800					
93	290, 500	351, 000					
94	291, 300	351, 200					
95	291, 900	351, 700					
96	292, 500	352, 200					
97	293, 200	352, 400					
98	293, 700	352, 800					
99	294, 200	353, 200					
100	294, 900	353, 400					
101	295, 600	353, 600					
102	296, 200	353, 800					
103	296, 900	354, 000					
104	297, 500	354, 200					
105	297, 900	354, 500					
106	298, 100	354, 700					
107	298, 300	354, 900					
108	298, 500	355, 100					

	109	298,700	355,300						
	110	298,900	355,500						
	111	299,100	355,700						
	112	299,300	355,900						
	113	299,500	356,100						
	114	299,800							
	115	300,000							
	116	300,200							
	117	300,400							
	118	300,700							
	119	301,000							
	120	301,300							
	121	301,600							
	122	302,000							
	123	302,400							
	124	302,600							
	125	302,800							
	126	303,200							
	127	303,400							
	128	303,600							
	129	303,800							
	130	304,000							
	131	304,200							
	132	304,400							
	133	304,600							
	134	304,800							
	135	305,000							
	136	305,200							
	137	305,400							
	138	305,600							
	139	305,800							
	140	306,000							
	141	306,200							
	142	306,400							
	143	306,600							
	144	306,800							
	145	307,000							
	146	307,200							
	147	307,400							
	148	307,600							
	149	307,800							
	150	308,000							
	151	308,200							
	152	308,400							
	153	308,600							
	154	308,800							
	155	309,000							
	156	309,200							
	157	309,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円
		219,600	248,700	272,400	299,100	368,300	385,000	401,800	455,000

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。
- 2 職務の級が8級である職員のうち、本庁の部長その他人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

研究職給料表

職員 の区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		188,900	310,600	360,600	410,300
	2		190,000	311,800	362,300	413,000
	3		191,200	313,400	363,800	415,600
	4		192,300	315,200	365,400	418,400
	5		193,400	317,000	366,700	420,800
	6		194,700	319,100	368,700	423,400
	7		196,000	321,400	370,600	426,100
	8		197,300	323,400	372,600	428,700
	9		198,400	325,200	374,400	431,100
	10		200,200	327,500	376,000	433,600
	11		201,800	329,900	377,800	436,300
	12		203,400	332,100	379,700	438,900
	13		204,900	334,400	381,300	441,600
	14		206,900	336,600	381,700	444,400
	15		208,800	338,700	382,100	447,100
	16		210,600	340,700	382,600	449,800
	17		212,200	342,500	383,100	452,500
	18		214,800	344,100	384,800	455,300
	19		216,800	345,800	386,600	458,100
	20		218,800	347,400	388,400	460,800
	21		221,600	349,200	390,100	463,700
	22		224,000	350,900	392,000	466,200
	23		226,300	352,600	393,900	468,700
	24		228,500	354,100	395,800	471,200
	25		230,700	356,000	397,500	473,800
	26		232,700	357,500	399,200	476,400
	27		234,700	359,200	400,800	478,900
	28		236,800	360,800	402,400	481,500
	29		248,500	362,600	404,000	483,900
	30		249,700	363,900	405,800	486,300
	31		250,800	365,300	407,500	488,700
	32		251,900	366,600	409,200	491,100
	33		253,100	367,800	410,900	493,400
	34		254,600	369,200	412,500	495,800
	35		256,100	370,600	414,100	498,200
	36		257,600	371,800	415,700	500,600
	37		259,100	373,000	417,500	503,100
	38		260,900	374,200	419,000	505,400
	39		262,700	375,400	420,500	507,600
	40		264,600	376,600	422,100	509,900
	41		265,800	377,700	423,700	512,400
	42		268,800	378,800	425,200	514,300
	43		271,600	380,000	426,600	516,000
	44		274,400	381,100	428,000	517,900
	45		276,800	382,200	429,600	519,600
	46		278,900	383,600	431,100	520,900
	47		281,000	385,000	432,700	522,000
	48		283,100	386,300	434,300	523,200
	49		285,000	387,300	435,400	524,500
	50		287,100	388,500	436,900	525,700
	51		289,200	389,800	438,400	526,700
	52		291,300	391,000	439,900	527,900

53	293, 300	392, 100	441, 400	528, 900
54	294, 800	393, 100	442, 800	529, 600
55	296, 400	394, 200	444, 200	530, 200
56	298, 000	395, 200	445, 500	530, 900
57	299, 500	396, 200	446, 600	531, 500
58	300, 900	397, 000	447, 800	532, 100
59	302, 300	397, 700	448, 900	532, 700
60	303, 700	398, 400	450, 000	533, 300
61	305, 000	399, 000	450, 900	534, 100
62	306, 000	399, 800	451, 500	534, 700
63	307, 100	400, 600	452, 100	535, 300
64	308, 100	401, 400	452, 700	535, 900
65	308, 800	401, 900	453, 100	536, 700
66	309, 400	402, 700	453, 600	537, 300
67	310, 000	403, 500	454, 000	538, 000
68	310, 500	404, 300	454, 500	538, 800
69	311, 000	405, 000	454, 700	539, 700
70	311, 600	405, 700	455, 100	540, 400
71	312, 100	406, 400	455, 500	541, 100
72	312, 600	407, 100	455, 900	541, 800
73	313, 100	407, 600	456, 100	542, 600
74	313, 700	408, 200	456, 300	
75	314, 300	408, 800	456, 600	
76	314, 900	409, 400	456, 900	
77	315, 500	410, 000	457, 100	
78	316, 200	410, 200	457, 400	
79	316, 800	410, 400	457, 800	
80	317, 400	410, 700	458, 200	
81	318, 100	410, 900	458, 400	
82	318, 900	411, 200		
83	319, 700	411, 500		
84	320, 500	411, 900		
85	321, 200	412, 200		
86	321, 900	412, 400		
87	322, 600	412, 600		
88	323, 400	412, 800		
89	324, 100	413, 000		
90	324, 900	413, 300		
91	325, 600	413, 600		
92	326, 300	413, 800		
93	327, 100	414, 100		
94	327, 900	414, 400		
95	328, 600	414, 700		
96	329, 400	415, 000		
97	330, 000	415, 200		
98	330, 700	415, 500		
99	331, 500	415, 800		
100	332, 300	416, 100		
101	333, 000	416, 300		
102	333, 800			
103	334, 600			
104	335, 400			
105	336, 200			
106	336, 800			
107	337, 400			
108	337, 900			

	109	338, 400			
	110	338, 700			
	111	339, 000			
	112	339, 400			
	113	339, 600			
	114	339, 900			
	115	340, 300			
	116	340, 700			
	117	341, 000			
	118	341, 400			
	119	341, 800			
	120	342, 300			
	121	342, 800			
	122	343, 300			
	123	343, 800			
	124	344, 300			
	125	344, 700			
	126	345, 200			
	127	345, 600			
	128	346, 100			
	129	346, 700			
	130	347, 200			
	131	347, 700			
	132	348, 200			
	133	348, 500			
	134	349, 000			
	135	349, 400			
	136	349, 900			
	137	350, 300			
	138	350, 800			
	139	351, 300			
	140	351, 800			
	141	352, 400			
	142	352, 800			
	143	353, 200			
	144	353, 500			
	145	353, 900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		267, 100	292, 900	336, 400	396, 600

備考

この表は、研究所、試験場等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		円	円	円	円	円
	2	306,100	389,600	440,400	590,700	625,400	
	3	308,600	392,000	442,400			
	4	311,100	394,400	444,300			
	5	313,600	396,900	446,200			
	6	315,900	398,400	447,700			
	7	318,600	400,700	450,000			
	8	321,200	403,000	452,200			
	9	323,800	405,300	454,400			
	10	326,500	407,600	456,100			
	11	329,700	409,900	458,000			
	12	333,300	412,100	459,900			
	13	336,900	414,300	461,700			
	14	340,500	416,500	463,400			
	15	344,500	418,500	465,200			
	16	348,600	420,500	466,900			
	17	352,600	422,400	468,600			
	18	355,800	424,300	470,200			
	19	360,100	426,200	472,000			
	20	364,300	428,100	473,800			
	21	368,600	430,000	475,500			
	22	372,500	431,600	477,200			
	23	375,600	433,600	479,200			
	24	378,800	435,600	481,300			
	25	382,000	437,500	483,400			
	26	384,400	439,000	485,400			
	27	386,300	440,500	487,500			
	28	388,300	442,000	489,600			
	29	390,200	443,500	491,700			
	30	392,100	445,100	493,900			
	31	393,000	446,400	495,800			
	32	393,900	447,700	497,700			
	33	394,800	449,100	499,600			
	34	395,700	450,500	501,500			
	35	396,600	452,000	503,200			
	36	397,600	453,500	505,000			
	37	398,600	455,000	506,800			
	38	399,500	456,500	508,500			
	39	400,400	458,200	509,900			
	40	401,300	459,900	511,300			
	41	402,200	461,600	512,800			
	42	403,000	463,300	514,300			
	43	403,700	465,000	515,800			
	44	404,300	466,700	517,300			
	45	404,900	468,400	518,800			
	46	405,500	470,200	520,300			
	47	406,100	471,500	521,900			
	48	406,700	472,800	523,500			
	49	407,200	474,100	525,100			
	50	407,700	475,400	526,700			
	51	408,200	477,000	527,900			
	52	408,700	478,600	529,100			
		409,100	480,200	530,300			

	53	409,500	481,700	531,600		
	54	410,000	482,700	532,700		
	55	410,500	483,700	533,700		
	56	411,000	484,700	534,700		
	57	411,400	485,800	535,800		
	58	411,800	486,800	536,700		
	59	412,200	487,800	537,600		
	60	412,600	488,900	538,500		
	61	413,000	489,900	539,200		
	62	413,300	490,500	539,800		
	63	413,500	491,100	540,500		
	64	413,700	491,700	541,100		
	65	413,900	492,400	541,800		
	66		493,000	542,500		
	67		493,600	543,300		
	68		494,200	544,100		
	69		494,900	545,000		
	70		495,400	545,700		
	71		495,800	546,400		
	72		496,200	547,100		
	73		496,600	547,600		
	74		497,200	548,100		
	75		497,800	548,400		
	76		498,400	548,700		
	77		498,800	549,100		
	78		499,400	549,700		
	79		500,000	550,200		
	80		500,600	550,700		
	81		501,100	551,100		
	82		501,700	551,700		
	83		502,300	552,300		
	84		502,900	552,900		
	85		503,100	553,100		
	86		503,300	553,400		
	87		503,500	553,700		
	88		503,700	554,000		
	89		503,900	554,300		
	90		504,100			
	91		504,300			
	92		504,500			
	93		504,700			
	94		504,900			
	95		505,100			
	96		505,300			
	97		505,500			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		306,700	350,000	406,300	481,500	584,300

備考

- 1 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 職務の級が5級である職員のうち、本庁の部長であるものの給料月額は、この表の額に**5,000円**を加算した額とする。

□ 医療職給料表（二）

職員 の 区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		190,900	276,900	304,800	349,800	389,700
	2		192,300	277,800	306,500	350,700	392,100
	3		193,700	278,700	308,200	351,600	394,500
	4		195,100	279,500	309,800	352,500	396,900
	5		196,300	280,000	311,400	353,400	399,400
	6		198,200	280,600	313,200	355,400	401,900
	7		200,000	281,100	315,000	357,400	404,400
	8		201,800	281,700	316,800	359,500	406,900
	9		203,400	282,300	318,600	361,600	409,500
	10		205,000	283,000	320,600	363,600	411,700
	11		206,700	283,700	322,500	365,600	414,000
	12		208,200	284,400	324,400	367,600	416,300
	13		209,500	284,900	326,400	369,500	418,200
	14		211,600	286,300	328,300	371,400	420,200
	15		213,600	287,600	330,200	373,300	422,000
	16		215,600	288,900	332,100	375,200	424,000
	17		217,500	290,200	333,900	377,000	425,800
	18		219,400	291,400	335,500	379,200	427,800
	19		221,300	292,600	337,100	381,300	429,800
	20		223,100	293,700	338,800	383,400	431,900
	21		225,100	294,800	340,400	385,500	433,700
	22		226,700	296,100	342,200	387,600	435,300
	23		228,200	297,400	344,000	389,600	436,700
	24		229,700	298,700	345,800	391,600	438,300
	25		235,300	300,100	347,700	393,400	439,900
	26		235,900	301,500	349,500	395,200	441,200
	27		236,700	302,900	351,300	396,700	442,500
	28		237,400	304,200	353,000	398,400	443,800
	29		238,100	305,500	354,700	400,100	445,000
	30		238,900	307,000	356,300	401,600	446,000
	31		239,700	308,500	357,900	403,100	447,000
	32		240,500	310,000	359,500	404,600	448,000
	33		241,300	311,500	361,000	406,100	449,000
	34		242,200	313,000	362,600	407,400	450,000
	35		243,100	314,500	364,200	408,600	451,000
	36		244,000	315,900	365,800	409,900	451,800
	37		244,600	317,300	367,300	410,800	452,500
	38		245,800	318,700	368,600	412,000	452,900
	39		247,000	320,100	369,900	413,200	453,300
	40		248,200	321,500	371,200	414,400	453,600
	41		249,400	322,900	372,400	415,300	453,800
	42		250,600	324,200	373,400	416,100	454,000
	43		251,800	325,500	374,400	416,900	454,200
	44		253,000	326,800	375,400	417,700	454,400
	45		253,700	328,000	376,300	418,200	454,600
	46		254,600	329,300	377,000	418,800	454,800
	47		255,600	330,500	377,800	419,400	455,000
	48		256,500	331,800	378,600	419,900	455,200
	49		257,400	333,000	379,400	420,100	455,400
	50		258,300	334,000	380,400	420,300	455,600
	51		259,200	335,000	381,400	420,500	455,800
	52		260,000	336,000	382,400	420,700	456,000

53	260, 900	337, 000	383, 100	420, 900	456, 200
54	261, 600	337, 900	384, 000	421, 200	
55	262, 300	338, 700	384, 900	421, 400	
56	262, 900	339, 500	385, 800	421, 600	
57	263, 600	340, 100	386, 300	421, 800	
58	264, 500	340, 900	387, 100	422, 000	
59	265, 300	341, 700	387, 900	422, 200	
60	266, 100	342, 400	388, 700	422, 400	
61	266, 800	342, 900	389, 200	422, 600	
62	267, 700	343, 500	389, 900	422, 800	
63	268, 600	344, 100	390, 600	423, 000	
64	269, 500	344, 700	391, 300	423, 300	
65	270, 300	345, 200	391, 900	423, 500	
66	271, 200	345, 900	392, 600	423, 800	
67	272, 100	346, 600	393, 200	424, 000	
68	273, 000	347, 300	393, 700	424, 200	
69	273, 900	347, 800	393, 900	424, 400	
70	274, 800	348, 400	394, 300	424, 600	
71	275, 700	349, 000	394, 600	424, 800	
72	276, 600	349, 600	394, 900	425, 000	
73	277, 500	349, 900	395, 300	425, 200	
74	278, 300	350, 500	395, 700		
75	279, 100	351, 100	396, 000		
76	279, 900	351, 700	396, 300		
77	280, 600	351, 900	396, 600		
78	281, 500	352, 400	397, 000		
79	282, 300	352, 900	397, 500		
80	283, 100	353, 400	397, 900		
81	283, 900	353, 600	398, 100		
82	284, 600	354, 000	398, 400		
83	285, 300	354, 400	398, 700		
84	286, 000	354, 700	399, 000		
85	286, 800	354, 900	399, 300		
86	287, 500	355, 300	399, 600		
87	288, 200	355, 700	399, 900		
88	288, 900	356, 100	400, 200		
89	289, 600	356, 600	400, 500		
90	290, 300	357, 000	400, 800		
91	291, 000	357, 400	401, 100		
92	291, 700	357, 700	401, 400		
93	292, 300	357, 900	401, 700		
94	292, 900	358, 200	401, 900		
95	293, 500	358, 500	402, 100		
96	294, 100	358, 700	402, 300		
97	294, 700	358, 900	402, 500		
98	295, 200	359, 100			
99	295, 700	359, 300			
100	296, 200	359, 500			
101	296, 600	359, 700			
102	297, 000	359, 900			
103	297, 400	360, 100			
104	297, 800	360, 300			
105	298, 000	360, 500			
106	298, 200				
107	298, 400				
108	298, 600				

	109	298,900				
	110	299,100				
	111	299,300				
	112	299,500				
	113	299,700				
	114	299,900				
	115	300,100				
	116	300,300				
	117	300,500				
	118	300,700				
	119	300,900				
	120	301,100				
	121	301,300				
	122	301,500				
	123	301,700				
	124	301,900				
	125	302,100				
	126	302,300				
	127	302,500				
	128	302,700				
	129	302,900				
	130	303,100				
	131	303,300				
	132	303,500				
	133	303,700				
	134	303,900				
	135	304,100				
	136	304,300				
	137	304,500				
	138	304,700				
	139	304,900				
	140	305,100				
	141	305,300				
	142	305,500				
	143	305,700				
	144	305,900				
	145	306,100				
	146	306,300				
	147	306,500				
	148	306,700				
	149	306,900				
	150	307,100				
	151	307,300				
	152	307,500				
	153	307,700				
	154	307,900				
	155	308,100				
	156	308,300				
	157	308,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		219,900	252,500	280,200	333,500	376,600

備考

この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表（三）

職員 の区分	職務 の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1	209,700	273,900	291,400	310,400	348,600
	2	211,100	275,500	291,700	311,800	350,600
	3	212,600	277,100	292,000	313,100	352,700
	4	214,000	278,600	292,300	314,500	354,800
	5	215,400	279,800	292,700	315,700	356,600
	6	216,900	280,600	293,000	316,900	358,600
	7	218,400	281,200	293,500	318,400	360,700
	8	219,900	281,800	293,800	319,900	362,600
	9	221,100	282,100	294,400	321,600	364,600
	10	222,700	282,800	295,200	322,800	366,300
	11	224,200	283,700	296,100	324,100	367,900
	12	225,800	284,100	296,900	325,500	369,400
	13	227,400	284,300	297,700	326,800	371,300
	14	229,500	284,600	298,800	328,500	373,200
	15	231,500	284,900	300,100	330,100	375,100
	16	233,700	285,200	301,200	331,700	377,000
	17	245,400	285,400	302,100	333,400	378,900
	18	247,900	285,600	303,000	334,700	380,800
	19	250,100	285,900	303,800	336,100	382,500
	20	252,400	286,100	304,800	337,500	384,500
	21	254,700	286,500	305,900	338,900	386,300
	22	256,100	287,100	306,800	340,300	388,300
	23	257,400	287,800	308,000	341,800	390,100
	24	258,700	288,300	309,100	343,400	392,100
	25	260,100	288,900	310,200	344,900	394,000
	26	260,300	289,900	311,300	346,400	395,600
	27	260,500	291,000	312,500	347,800	397,200
	28	260,700	292,000	313,800	349,100	398,700
	29	260,900	292,800	315,000	350,500	400,500
	30	261,300	293,700	316,600	351,900	402,400
	31	261,900	294,500	318,100	353,300	404,300
	32	262,400	295,500	319,500	354,600	406,100
	33	262,900	296,400	320,800	356,300	407,800
	34	263,800	297,300	322,100	358,000	409,500
	35	264,700	298,300	323,300	359,600	411,300
	36	265,400	299,200	324,500	361,200	413,100
	37	266,000	300,200	325,800	362,800	414,800
	38	267,300	301,000	327,100	364,400	416,600
	39	268,700	301,700	328,500	365,900	418,400
	40	270,200	302,600	329,900	367,500	420,200
	41	272,100	303,600	331,100	368,800	421,800
	42	273,000	304,800	332,300	370,100	423,300
	43	273,800	306,100	333,600	371,500	424,900
	44	274,600	307,400	334,700	373,000	426,500
	45	275,100	308,600	335,700	374,500	427,600
	46	275,900	309,700	336,800	375,500	428,800
	47	276,700	310,800	338,000	376,800	430,000
	48	276,900	311,800	339,000	377,900	431,200
	49	277,300	312,700	340,200	379,300	432,400
	50	277,600	313,800	341,400	380,700	433,600
	51	277,800	315,000	342,600	382,000	434,800
	52	278,000	316,200	343,800	383,300	436,000

53	278, 400	317, 300	345, 100	384, 700	437, 000
54	278, 700	318, 300	346, 300	385, 900	438, 000
55	278, 900	319, 400	347, 500	387, 100	439, 000
56	279, 100	320, 300	348, 800	388, 300	439, 900
57	279, 400	321, 400	349, 500	389, 400	440, 700
58	280, 100	322, 500	350, 700	390, 400	441, 400
59	280, 600	323, 600	351, 800	391, 400	442, 100
60	281, 100	324, 500	352, 900	392, 400	442, 700
61	281, 800	325, 600	353, 900	393, 200	443, 200
62	282, 700	326, 600	354, 800	393, 900	443, 700
63	283, 600	327, 700	355, 900	394, 600	444, 200
64	284, 400	328, 800	356, 800	395, 100	444, 600
65	285, 100	329, 800	358, 000	395, 500	444, 900
66	286, 000	330, 900	359, 200	395, 800	445, 300
67	286, 800	332, 000	360, 400	396, 200	445, 700
68	287, 700	333, 100	361, 600	396, 600	446, 000
69	288, 500	333, 800	362, 400	396, 900	446, 300
70	289, 500	334, 800	363, 500	397, 200	
71	290, 600	335, 700	364, 600	397, 600	
72	291, 600	336, 600	365, 700	398, 000	
73	292, 700	337, 600	366, 500	398, 300	
74	293, 500	338, 400	367, 600	398, 600	
75	294, 300	339, 400	368, 600	398, 900	
76	295, 200	340, 300	369, 700	399, 200	
77	296, 100	341, 300	370, 600	399, 400	
78	297, 400	342, 500	371, 400	399, 600	
79	298, 500	343, 700	372, 200	399, 800	
80	299, 600	344, 900	373, 000	400, 000	
81	300, 700	346, 000	373, 800	400, 200	
82	301, 700	347, 100	374, 200	400, 400	
83	302, 800	348, 200	374, 700	400, 600	
84	303, 900	349, 300	375, 200	400, 800	
85	304, 900	350, 300	375, 600	401, 000	
86	306, 000	351, 300	376, 000	401, 200	
87	307, 200	352, 300	376, 400	401, 400	
88	308, 400	353, 300	376, 800	401, 600	
89	309, 600	354, 100	377, 200	401, 800	
90	310, 600	354, 800	377, 500	402, 000	
91	311, 600	355, 600	377, 800	402, 200	
92	312, 500	356, 400	378, 100	402, 400	
93	313, 300	357, 100	378, 300	402, 600	
94	314, 300	357, 700	378, 600	402, 800	
95	315, 300	358, 300	378, 800	403, 000	
96	316, 100	358, 900	379, 000	403, 200	
97	317, 000	359, 300	379, 200	403, 400	
98	318, 000	359, 800	379, 400		
99	319, 000	360, 200	379, 600		
100	320, 000	360, 700	379, 800		
101	321, 000	361, 200	380, 000		
102	322, 100	361, 500	380, 200		
103	323, 100	361, 900	380, 400		
104	324, 000	362, 300	380, 600		
105	324, 600	362, 800	380, 800		
106	325, 200	363, 200	381, 000		
107	325, 700	363, 600	381, 200		
108	326, 300	364, 000	381, 400		

	109	326,800	364,300	381,600		
	110	327,200	364,700	381,800		
	111	327,700	365,100	382,000		
	112	328,000	365,500	382,200		
	113	328,400	365,800	382,400		
	114	328,900	366,100			
	115	329,400	366,400			
	116	329,900	366,700			
	117	330,400	367,000			
	118	330,900	367,300			
	119	331,400	367,600			
	120	331,900	367,900			
	121	332,300	368,200			
	122	332,700	368,500			
	123	333,000	368,700			
	124	333,300	368,900			
	125	333,500	369,100			
	126	333,800				
	127	334,100				
	128	334,400				
	129	334,800				
	130	335,100				
	131	335,400				
	132	335,700				
	133	335,900				
	134	336,200				
	135	336,500				
	136	336,800				
	137	337,000				
	138	337,300				
	139	337,600				
	140	337,900				
	141	338,100				
	142	338,400				
	143	338,700				
	144	339,000				
	145	339,300				
	146	339,600				
	147	339,900				
	148	340,200				
	149	340,500				
	150	340,700				
	151	340,900				
	152	341,100				
	153	341,300				
	154	341,500				
	155	341,700				
	156	341,900				
	157	342,100				
	158	342,300				
	159	342,500				
	160	342,700				
	161	342,900				
	162	343,100				
	163	343,300				
	164	343,500				
	165	343,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額				
		円	円	円	円	円
		264,600	271,400	281,900	298,600	336,300

備考

この表は、保健所等に勤務する看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

教育職給料表

イ 高等学校等教育職給料表

職員 の 区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		202,400	237,300	303,800	410,800	481,300
	2		203,900	240,100	305,800	412,200	482,800
	3		205,400	242,800	307,700	413,600	484,300
	4		206,900	245,500	309,600	415,000	485,800
	5		208,800	248,300	311,500	416,500	487,200
	6		210,700	250,000	312,700	417,900	488,000
	7		212,600	251,600	314,000	419,400	488,800
	8		214,500	253,200	315,300	420,900	489,500
	9		216,400	254,800	316,600	422,200	490,400
	10		218,500	255,200	318,700	423,500	491,200
	11		220,500	255,700	320,700	424,900	492,000
	12		222,400	256,200	322,800	426,300	492,800
	13		224,200	256,700	324,500	427,400	493,400
	14		226,700	257,700	326,800	429,000	494,200
	15		229,100	258,700	329,100	430,600	495,000
	16		231,600	259,700	331,400	432,200	495,800
	17		234,100	260,700	333,400	433,800	496,700
	18		236,700	262,100	335,400	435,300	497,500
	19		239,100	263,400	337,500	436,900	498,100
	20		241,500	264,700	339,600	438,500	498,700
	21		243,900	265,500	341,700	440,100	499,300
	22		245,500	268,100	343,600	441,700	499,900
	23		247,100	270,800	345,500	443,300	500,500
	24		248,700	273,500	347,400	444,800	501,100
	25		250,100	276,200	349,300	446,300	501,700
	26		250,500	278,500	351,100	447,600	502,300
	27		250,900	280,600	352,800	448,900	502,900
	28		251,300	282,700	354,500	450,200	503,500
	29		251,700	284,300	356,300	451,600	504,100
	30		252,400	286,000	358,300	452,800	
	31		253,100	288,200	360,200	453,900	
	32		253,900	290,400	362,100	455,100	
	33		254,900	292,600	364,000	456,400	
	34		256,100	294,500	365,900	457,600	
	35		257,300	296,400	367,800	459,000	
	36		258,500	298,300	369,700	460,500	
	37		259,000	300,200	371,500	461,900	
	38		260,500	301,400	373,400	463,400	
	39		262,000	302,600	375,400	464,900	
	40		263,500	303,800	377,200	466,400	
	41		265,500	305,000	379,200	467,800	
	42		266,400	307,000	381,000	468,700	
	43		267,200	309,000	383,000	469,600	
	44		268,100	311,000	384,900	470,500	
	45		268,700	312,700	386,900	471,100	
	46		269,600	314,800	388,700	472,000	
	47		270,600	316,900	390,600	472,900	
	48		271,600	319,000	392,400	473,600	
	49		272,500	320,700	394,400	474,100	
	50		273,200	322,700	396,200	474,600	
	51		274,000	324,700	397,900	475,100	
	52		274,800	326,700	399,700	475,600	

53	275, 600	328, 600	401, 400	476, 000
54	276, 200	330, 600	403, 000	476, 600
55	276, 900	332, 600	404, 600	477, 000
56	277, 600	334, 600	406, 200	477, 400
57	278, 300	336, 500	407, 800	477, 700
58	279, 000	338, 300	409, 100	478, 100
59	279, 800	340, 100	410, 400	478, 500
60	280, 600	341, 900	411, 700	478, 900
61	281, 400	343, 800	412, 900	479, 300
62	282, 400	345, 800	414, 100	
63	283, 400	347, 700	415, 400	
64	284, 300	349, 600	416, 700	
65	285, 200	351, 600	417, 800	
66	286, 200	353, 600	419, 200	
67	287, 200	355, 600	420, 500	
68	288, 100	357, 700	421, 900	
69	289, 000	359, 400	423, 300	
70	289, 800	361, 400	424, 700	
71	290, 700	363, 400	426, 100	
72	291, 500	365, 300	427, 500	
73	292, 300	367, 200	428, 700	
74	293, 100	369, 100	430, 100	
75	293, 900	371, 000	431, 500	
76	294, 800	372, 900	432, 900	
77	295, 700	374, 800	434, 100	
78	296, 500	376, 600	435, 200	
79	297, 300	378, 400	436, 400	
80	298, 100	380, 300	437, 500	
81	299, 000	382, 400	438, 500	
82	300, 100	384, 100	439, 200	
83	301, 100	385, 700	439, 900	
84	302, 100	387, 300	440, 600	
85	302, 700	389, 000	441, 200	
86	303, 600	390, 400	441, 900	
87	304, 400	391, 800	442, 600	
88	305, 200	393, 200	443, 300	
89	306, 100	394, 500	443, 800	
90	306, 900	395, 800	444, 400	
91	307, 800	397, 100	445, 000	
92	308, 700	398, 400	445, 600	
93	309, 300	399, 700	446, 100	
94	310, 200	400, 800	446, 300	
95	311, 100	402, 000	446, 500	
96	311, 900	403, 200	446, 700	
97	312, 800	404, 400	446, 900	
98	313, 700	405, 600	447, 100	
99	314, 500	406, 800	447, 300	
100	315, 300	408, 100	447, 500	
101	316, 000	409, 300	447, 700	
102	316, 800	410, 400	447, 900	
103	317, 600	411, 500	448, 100	
104	318, 400	412, 600	448, 300	
105	319, 100	413, 500	448, 500	
106	319, 900	414, 600	448, 700	
107	320, 600	415, 700	448, 900	
108	321, 300	416, 800	449, 100	

109	321, 800	417, 600	449, 300
110	322, 300	418, 400	
111	322, 800	419, 300	
112	323, 300	420, 100	
113	323, 800	420, 800	
114	324, 300	421, 300	
115	324, 800	421, 700	
116	325, 300	422, 000	
117	325, 700	422, 200	
118	326, 200	422, 600	
119	326, 700	423, 000	
120	327, 200	423, 400	
121	327, 600	423, 800	
122	328, 100	424, 000	
123	328, 500	424, 200	
124	328, 900	424, 500	
125	329, 400	424, 800	
126	329, 800	425, 000	
127	330, 200	425, 200	
128	330, 400	425, 400	
129	330, 600	425, 600	
130	330, 800	425, 800	
131	331, 000	426, 000	
132	331, 200	426, 200	
133	331, 400	426, 400	
134	331, 600	426, 600	
135	331, 800	426, 800	
136	332, 000	427, 000	
137	332, 200	427, 200	
138	332, 400	427, 400	
139	332, 600	427, 600	
140	332, 800	427, 800	
141	333, 000	428, 000	
142	333, 200	428, 200	
143	333, 400	428, 400	
144	333, 600	428, 600	
145	333, 800	428, 800	
146	334, 000	429, 000	
147	334, 200	429, 200	
148	334, 400	429, 400	
149	334, 600	429, 600	
150	334, 800		
151	335, 000		
152	335, 200		
153	335, 400		
154	335, 600		
155	335, 800		
156	336, 000		
157	336, 200		
158	336, 400		
159	336, 600		
160	336, 800		
161	337, 000		
162	337, 200		
163	337, 400		
164	337, 600		

	165	337,800				
	166	338,000				
	167	338,200				
	168	338,400				
	169	338,600				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額				
	円 239,800	円 283,400	円 313,000	円 341,800	円 428,400	円

備考

- 1 この表は、高等学校若しくは特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員又は学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の1級の**165**号給から**169**号給までは、人事委員会規則で定める講師及び養護助教諭のみに適用する。
- 3 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に**7,700**円をそれぞれ加算した額とする。

□ 小学校・中学校教育職給料表

職員 の区分	号 級	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員	1		202,400	219,300	303,800	393,900	446,700
	2		203,900	221,400	305,800	395,400	447,700
	3		205,400	223,500	307,700	396,800	448,700
	4		206,900	225,500	309,600	398,200	449,900
	5		208,800	227,500	311,500	399,600	450,900
	6		210,700	230,000	312,700	401,200	451,800
	7		212,600	232,400	314,000	402,700	452,600
	8		214,500	234,800	315,300	404,300	453,500
	9		216,400	237,300	316,600	405,900	454,600
	10		218,500	240,100	318,700	407,400	455,400
	11		220,500	242,800	320,700	408,800	456,200
	12		222,400	245,500	322,800	410,200	457,100
	13		224,200	248,300	324,500	411,600	457,900
	14		226,700	250,000	326,800	412,800	458,600
	15		229,100	251,600	329,100	414,000	459,300
	16		231,600	253,200	331,400	415,200	459,900
	17		234,100	254,800	333,400	416,600	460,400
	18		236,700	255,200	335,400	417,600	461,100
	19		239,100	255,700	337,500	418,600	461,800
	20		241,500	256,200	339,600	419,600	462,500
	21		243,900	256,700	341,700	420,500	463,000
	22		245,500	257,700	343,600	421,900	463,700
	23		247,100	258,700	345,500	423,300	464,400
	24		248,700	259,700	347,400	424,700	465,100
	25		250,100	260,700	349,300	425,700	465,700
	26		250,400	262,100	351,100	426,900	466,400
	27		250,800	263,400	352,800	428,100	467,100
	28		251,200	264,700	354,500	429,300	467,800
	29		251,600	265,500	356,300	430,100	468,300
	30		252,400	268,100	358,300	431,300	469,000
	31		253,200	270,800	360,200	432,500	469,700
	32		254,000	273,500	362,100	433,700	470,400
	33		254,800	276,200	363,700	434,600	471,000
	34		255,900	278,500	365,400	435,200	471,700
	35		256,900	280,600	367,000	435,800	472,400
	36		257,900	282,700	368,600	436,400	473,100
	37		258,400	284,300	370,300	437,000	473,600
	38		259,900	286,000	371,800	437,600	
	39		261,400	288,200	373,300	438,200	
	40		262,900	290,400	374,800	438,800	
	41		264,400	292,600	376,400	439,200	
	42		265,300	294,500	377,700	439,700	
	43		266,200	296,400	379,000	440,200	
	44		267,000	298,300	380,400	440,700	
	45		267,600	300,200	381,800	441,100	
	46		268,600	301,400	383,100	441,400	
	47		269,600	302,600	384,400	441,700	
	48		270,500	303,800	385,800	442,000	
	49		271,400	305,000	387,200	442,400	
	50		272,200	307,000	388,500	442,700	
	51		273,000	309,000	389,800	443,000	
	52		273,800	311,000	391,100	443,300	

53	274, 500	312, 700	392, 500	443, 500
54	275, 300	314, 800	393, 600	443, 800
55	276, 000	316, 900	394, 700	444, 100
56	276, 700	319, 000	395, 800	444, 400
57	277, 400	320, 700	396, 900	444, 700
58	278, 100	322, 700	397, 900	445, 000
59	278, 700	324, 700	399, 000	445, 300
60	279, 300	326, 700	400, 100	445, 600
61	280, 000	328, 600	401, 000	445, 900
62	280, 900	330, 600	401, 900	446, 100
63	281, 800	332, 600	402, 800	446, 300
64	282, 700	334, 600	403, 700	446, 500
65	283, 400	336, 500	404, 700	446, 700
66	284, 300	338, 300	405, 900	446, 900
67	285, 200	340, 100	407, 100	447, 100
68	286, 100	341, 900	408, 300	447, 300
69	287, 000	343, 800	409, 300	447, 500
70	287, 900	345, 800	410, 400	447, 700
71	288, 800	347, 700	411, 500	447, 900
72	289, 700	349, 600	412, 600	448, 100
73	290, 400	351, 600	413, 400	448, 300
74	291, 200	353, 600	414, 400	
75	292, 000	355, 600	415, 400	
76	292, 800	357, 700	416, 400	
77	293, 600	359, 300	417, 300	
78	294, 400	360, 800	418, 100	
79	295, 200	362, 300	418, 900	
80	296, 000	363, 900	419, 700	
81	296, 800	365, 500	420, 400	
82	297, 700	366, 900	421, 100	
83	298, 500	368, 300	421, 800	
84	299, 300	369, 700	422, 500	
85	300, 100	371, 100	423, 100	
86	300, 800	372, 500	423, 500	
87	301, 500	373, 900	423, 900	
88	302, 100	375, 200	424, 300	
89	302, 700	376, 600	424, 700	
90	303, 300	377, 900	425, 000	
91	303, 900	379, 100	425, 300	
92	304, 400	380, 400	425, 600	
93	304, 800	381, 700	426, 000	
94	305, 300	382, 800	426, 300	
95	305, 800	383, 900	426, 600	
96	306, 300	385, 000	426, 900	
97	306, 900	385, 900	427, 100	
98	307, 500	386, 600	427, 300	
99	308, 100	387, 500	427, 500	
100	308, 700	388, 400	427, 700	
101	309, 300	389, 400	427, 900	
102	309, 500	390, 200	428, 100	
103	309, 700	391, 000	428, 300	
104	309, 900	391, 800	428, 500	
105	310, 200	392, 700	428, 700	
106	310, 400	393, 700	428, 900	
107	310, 600	394, 600	429, 100	
108	310, 800	395, 600	429, 300	

	109	311,000	396,400	429,500		
	110	311,200	397,400	429,700		
	111	311,400	398,400	429,900		
	112	311,600	399,400	430,100		
	113	311,800	400,000	430,300		
	114	312,100	400,900			
	115	312,400	401,800			
	116	312,700	402,700			
	117	312,900	403,600			
	118	313,200	404,400			
	119	313,500	405,200			
	120	313,700	406,000			
	121	313,900	406,800			
	122	314,100	407,600			
	123	314,300	408,300			
	124	314,500	409,100			
	125	314,700	409,400			
	126	314,900	409,800			
	127	315,100	410,400			
	128	315,300	410,700			
	129	315,500	411,200			
	130	315,700	411,600			
	131	315,900	412,200			
	132	316,100	412,600			
	133	316,300	412,900			
	134	316,500	413,300			
	135	316,700	413,700			
	136	316,900	414,100			
	137	317,100	414,500			
	138	317,300	414,900			
	139	317,500	415,300			
	140	317,700	415,700			
	141	317,900	416,100			
	142	318,100	416,400			
	143	318,300	416,700			
	144	318,500	417,000			
	145	318,700	417,200			
	146	318,900	417,500			
	147	319,100	417,800			
	148	319,300	418,100			
	149	319,500	418,400			
	150	319,700	418,600			
	151	319,900	418,800			
	152	320,100	419,000			
	153	320,300	419,200			
	154	320,500	419,400			
	155	320,700	419,600			
	156	320,900	419,800			
	157	321,100	420,000			
	158		420,200			
	159		420,400			
	160		420,600			
	161		420,800			

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	231,000	280,600	308,300	335,400	418,100

備考

- 1 この表は、小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭(高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員を除く。)並びに人事委員会規則で定める職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別記第2

指定職給料表

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例

第5条第1項の給料表

号 級	給 料 月 額
1	円 730,000
2	788,000
3	847,000
4	926,000
5	999,000
6	1,070,000
7	1,146,000
8	1,215,000

備考 この表は、人事委員会規則で定める職員に適用する。

号 級	給 料 月 額
1	円 414,000
2	478,000
3	545,000
4	629,000
5	733,000
6	838,000

同条第2項の給料表

号 級	給 料 月 額
1	円 345,000
2	382,000
3	411,000

別記第3

一般職の任期付職員の採用等に関する条例

第7条第1項の給料表

号 級	給 料 月 額
1	円 393,000
2	440,000
3	495,000
4	562,000
5	639,000
6	747,000
7	876,000

別記第4

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号 級	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	188,900	325,200	360,600	410,300
	2	190,000	327,500	362,300	413,000
	3	191,200	329,900	363,800	415,600
	4	192,300	332,100	365,400	418,400
	5	193,400	334,400	366,700	420,800
	6	194,700	336,600	368,700	423,400
	7	196,000	338,700	370,600	426,100
	8	197,300	340,700	372,600	428,700
	9	198,400	342,500	374,400	431,100
	10	200,200	344,100	376,000	433,600
	11	201,800	345,800	377,800	436,300
	12	203,400	347,400	379,700	438,900
	13	204,900	349,200	381,300	441,600
	14	206,900	350,900	381,700	444,400
	15	208,800	352,600	382,100	447,100
	16	210,600	354,100	382,600	449,800
	17	212,200	356,000	383,100	452,500
	18	214,800	357,500	384,800	455,300
	19	216,800	359,200	386,600	458,100
	20	218,800	360,800	388,400	460,800
	21	221,600	362,600	390,100	463,700
	22	224,000	363,900	392,000	466,200
	23	226,300	365,300	393,900	468,700
	24	228,500	366,600	395,800	471,200
	25	230,700	367,800	397,500	473,800
	26	232,700	369,200	399,200	476,400
	27	234,700	370,600	400,800	478,900
	28	236,800	371,800	402,400	481,500
	29	248,500	373,000	404,000	483,900
	30	249,700	374,200	405,800	486,300
	31	250,800	375,400	407,500	488,700
	32	251,900	376,600	409,200	491,100
	33	253,100	377,700	410,900	493,400
	34	254,600	378,800	412,500	495,800
	35	256,100	380,000	414,100	498,200
	36	257,600	381,100	415,700	500,600
	37	259,100	382,200	417,500	503,100
	38	260,900	383,600	419,000	505,400
	39	262,700	385,000	420,500	507,600
	40	264,600	386,300	422,100	509,900
	41	265,800	387,300	423,700	512,400
	42	268,800	388,500	425,200	514,300
	43	271,600	389,800	426,600	516,000
	44	274,400	391,000	428,000	517,900
	45	276,800	392,100	429,600	519,600
	46	278,900	393,100	431,100	520,900
	47	281,000	394,200	432,700	522,000
	48	283,100	395,200	434,300	523,200
	49	285,000	396,200	435,400	524,500
	50	287,100	397,000	436,900	525,700
	51	289,200	397,700	438,400	526,700
	52	291,300	398,400	439,900	527,900

別記第5 切替要領

号給の切替え

下記給料表の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて別表に定める号給とする。

別表

研究職給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	2
11	3
12	4
13	5
14	6
15	7
16	8
17	9
18	10
19	11
20	12
21	13
22	14
23	15
24	16
25	17
26	18
27	19
28	20
29	21
30	22
31	23
32	24
33	25
34	26
35	27
36	28
37	29
38	30
39	31
40	32
41	33
42	34
43	35
44	36
45	37
46	38
47	39

級 旧号給	2級
48	40
49	41
50	42
51	43
52	44
53	45
54	46
55	47
56	48
57	49
58	50
59	51
60	52
61	53
62	54
63	55
64	56
65	57
66	58
67	59
68	60
69	61
70	62
71	63
72	64
73	65
74	66
75	67
76	68
77	69
78	70
79	71
80	72
81	73
82	74
83	75
84	76
85	77
86	78
87	79
88	80
89	81
90	82
91	83
92	84
93	85
94	86

級 旧号給	2級
95	87
96	88
97	89
98	90
99	91
100	92
101	93

医療職給料表

イ 医療職（一）給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	2級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38

級 旧号給	2級
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85

□ 医療職（二）給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	2	1
11	3	1
12	4	1
13	5	1
14	6	2
15	7	3
16	8	4
17	9	5
18	10	6
19	11	7
20	12	8
21	13	9
22	14	10
23	15	11
24	16	12
25	17	13
26	18	14
27	19	15
28	20	16
29	21	17
30	22	18
31	23	19
32	24	20
33	25	21
34	26	22
35	27	23
36	28	24
37	29	25
38	30	26
39	31	27
40	32	28
41	33	29
42	34	30
43	35	31
44	36	32
45	37	33
46	38	34
47	39	35
48	40	36
49	41	37
50	42	38

級 旧号給	3級	4級
51	43	39
52	44	40
53	45	41
54	46	42
55	47	43
56	48	44
57	49	45
58	50	46
59	51	47
60	52	48
61	53	49
62	54	50
63	55	51
64	56	52
65	57	53
66	58	54
67	59	55
68	60	56
69	61	57
70	62	58
71	63	59
72	64	60
73	65	61
74	66	
75	67	
76	68	
77	69	
78	70	
79	71	
80	72	
81	73	
82	74	
83	75	
84	76	
85	77	
86	78	
87	79	
88	80	
89	81	
90	82	
91	83	
92	84	
93	85	
94	86	
95	87	
96	88	
97	89	

級 旧号給	3級	4級
101	93	
102	94	
103	95	
104	96	
105	97	
106	98	
107	99	
108	100	
109	101	
110	102	
111	103	
112	104	
113	105	

公安職給料表の適用を受ける職員の新号給

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	1	1
11	7	3	1	1
12	8	4	1	1
13	9	5	1	1
14	10	6	2	1
15	11	7	3	1
16	12	8	4	1
17	13	9	5	1
18	14	10	6	2
19	15	11	7	3
20	16	12	8	4
21	17	13	9	5
22	18	14	10	6
23	19	15	11	7
24	20	16	12	8
25	21	17	13	9
26	22	18	14	10
27	23	19	15	11
28	24	20	16	12
29	25	21	17	13
30	26	22	18	14
31	27	23	19	15
32	28	24	20	16
33	29	25	21	17
34	30	26	22	18
35	31	27	23	19
36	32	28	24	20
37	33	29	25	21
38	34	30	26	22
39	35	31	27	23
40	36	32	28	24
41	37	33	29	25
42	38	34	30	26
43	39	35	31	27
44	40	36	32	28
45	41	37	33	29
46	42	38	34	30
47	43	39	35	31
48	44	40	36	32
49	45	41	37	33
50	46	42	38	34

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
51	47	43	39	35
52	48	44	40	36
53	49	45	41	37
54	50	46	42	38
55	51	47	43	39
56	52	48	44	40
57	53	49	45	41
58	54	50	46	42
59	55	51	47	43
60	56	52	48	44
61	57	53	49	45
62	58	54	50	46
63	59	55	51	47
64	60	56	52	48
65	61	57	53	49
66	62	58	54	50
67	63	59	55	51
68	64	60	56	52
69	65	61	57	53
70	66	62	58	54
71	67	63	59	55
72	68	64	60	56
73	69	65	61	57
74	70	66	62	
75	71	67	63	
76	72	68	64	
77	73	69	65	
78	74	70	66	
79	75	71	67	
80	76	72	68	
81	77	73	69	
82	78	74	70	
83	79	75	71	
84	80	76	72	
85	81	77	73	
86	82	78	74	
87	83	79	75	
88	84	80	76	
89	85	81	77	
90	86	82	78	
91	87	83	79	
92	88	84	80	
93	89	85	81	
94	90	86	82	
95	91	87	83	
96	92	88	84	
97	93	89	85	
98	94	90	86	
99	95	91	87	
100	96	92	88	

級 旧号給	3級	4級	5級	6級
101	97	93	89	
102	98	94		
103	99	95		
104	100	96		
105	101	97		
106	102	98		
107	103	99		
108	104	100		
109	105	101		
110	106	102		
111	107	103		
112	108	104		
113	109	105		
114	110	106		
115	111	107		
116	112	108		
117	113	109		
118	114	110		
119	115	111		
120	116	112		
121	117	113		
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			
126	122			
127	123			
128	124			
129	125			
130	126			
131	127			
132	128			
133	129			
134	130			
135	131			
136	132			
137	133			
138	134			
139	135			
140	136			
141	137			
142	138			
143	139			
144	140			
145	141			

第4 意見

少子高齢化の進行、デジタル技術の進展など本府を取り巻く社会情勢が大きく変動しており、行政に求められる役割は一層大きくなっている。このような状況のもと、将来にわたって質の高い行政サービスを提供していくためには、有為な人材を確保し、体系的・計画的に育成するとともに、職員一人ひとりがやりがいを持ち、その能力を十分に発揮できる職場環境を整えることが不可欠であると考える。

このため、昨年度は、採用市場における競争力向上等を目指し、若年層に重点を置いた給与水準の引上げなどの勧告を行ったところであり、引き続き給与勧告を通じた適正な待遇を確保する必要がある。

働きやすい職場環境づくりについては、とりわけ長時間労働の是正が重要な課題であり、令和6年度から民間において全業種に時間外労働の上限規制が適用されたことや、中央教育審議会の答申において教職調整額の引上げや長時間労働の是正等、教員の働き方について言及されたことを受け、公務においても、今後より一層の取組が求められる。

また、段階的な定年引上げが開始され、令和6年度当初から定年引上げの対象となった職員が在籍することとなったが、こうした高齢層職員の意欲と能力を引き出すことが組織運営上重要であることから、本委員会としてもその動向を注視していく。

本委員会は、上記の基本認識のもと、人事給与制度の諸課題について、以下のとおり意見を申し述べる。

1 給与勧告の意義とるべき給与制度

地方公務員は、その地位の特殊性と職務の公共性から、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事委員会の給与勧告は労働基本権制約の代償措置として、職員給与を社会一般の情勢に適応させるべく行うものである。給与勧告を通じて適正な待遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上や有為の人材確保に資するものであり、能率的な公務運営の基盤となるものである。

地方公共団体は、職員の給与をはじめとする勤務条件について、社会一般の諸情勢に適応させるべく措置を講ずる義務を負っているところであり、人事委員会の給与勧告は、当該講すべき措置の根拠となるものである（地方公務員法第14条

第1項、第2項)。かかる給与勧告の意義を踏まえ、知事及び議会におかれでは、適切に対応されることを求める。

なお、昨年12月に、部局長等の職務・職責の変化を踏まえた部局長等の給料月額引上げの勧告や主査級への昇任意欲を高めるための主査級の初号給水準引上げを行ったところであるが、このうち、部長級職員を含む管理職の給与制度については、「組織・人事給与制度の今後の方向性(案)」に基づく管理職の職制や人事給与制度のあり方についての検討並びに国の今後の取組や他の地方公共団体の状況等を注視しつつ、引き続き検討を行っていく。

2 職員の意欲・能力の向上に向けた取組

(1) 人材の確保

昨今、生産年齢人口の減少、有効求人倍率の上昇等を背景に、官民間わず人材の採用が困難な状況が続いている、本府においても同様の状況である。特に土木職等の技術職、獣医師職等の専門職種の確保が毎年困難となっており、喫緊の課題となっている。

そのため、令和6年度実施の採用試験及び採用選考から、試験科目や日程の前倒し等の見直しを行った結果、行政職及び技術職について、昨年度に比べ受験者数が増加するなど一定の効果がみられた。

また、最終合格者に対する辞退抑止策については、本委員会の意見も踏まえ、任命権者において、SNSを利用した情報発信やオンライン面談・座談会等の取組を行っているが、引き続き有効な辞退抑止策を検討し実施されたい。

その他、任命権者においては、雇用の流動性が高まり、個人の労働に対する意識も多様化する中で、既存の採用試験では汲み取れない受験ニーズに対応するため、育児や介護、転職等を理由に退職したかつて本府職員であった者を対象とした「ウェルカムバック採用選考」や、即戦力として本府での活躍が期待できる人材の獲得に向け、公務員としての経験を有する者を対象とした「公務員経験者採用選考」など、新たな取組も進めているところである。

本委員会としても、今後も安定して有為な人材の確保を続けていくため、令和6年度の採用試験及び採用選考の実施結果を分析し、更なる受験者拡大に向けた取組の検討を進めていく。

加えて、任命権者と連携しつつ公務のやりがいや本府の魅力を伝える広報活

動の強化を図っていく。

(2) 人材の育成

本府の役割は、複雑化・多様化する行政課題を自主的・自律的に処理し住民の福祉の増進を図ることであり、本府の職員はこれを実現するために欠かすことのできない人的資源である。この人的資源の価値を最大限に引き出し、組織パフォーマンスを向上させるには、人材の育成が必要不可欠である。

特に若手職員を中心にキャリア観が多様化し、仕事を通じて自身が成長できることを重視する傾向にあることから、職員が仕事にやりがいを感じ、組織への貢献を実感しつつ、自身の能力を伸長できる環境の整備が必要である。

そのためには、「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に掲げるとおり、キャリアシートの積極的な活用により職員が保有している知識やスキルと職員各自のキャリアビジョンを可視化することや、1 on 1 ミーティングなどの実施により上司と部下との間でキャリアに対する考え方を共有し職員の成長を促すことが大切である。また、職務分野選択型人事制度の創設やキャリアクリエイト制度の充実など、職員が希望する職務に挑戦することが可能な仕組みづくりも有効である。

職員が将来に向けて明確なキャリアビジョンを持ち、主体的にキャリアを開発するようになれば、職員の仕事に対する充実度が高まるとともに、組織力も向上する。職員の成長を支援する取組を着実に進めることにより、自律性があり、かつ専門性の高い職員の育成につながることを期待している。

また、人材の育成は、トップマネジメントのもと取り組むべきものであるが、所属長やグループ長（以下「所属長等」という。）の果たす役割も非常に大きい。所属長等は、部下の職員が自らの能力を高め、自ら目標達成を志向するよう、気づきを促し行動につなげるという重要な役割を担っている。そのため、研修など様々な機会を通じて人材マネジメントに関する新たな知識や技能を修得させるなど、人材育成に対する所属長等のスキルや能力の向上にも取り組まれたい。

(3) 人事評価制度とその活用

本府の人事評価制度は、平成 25 年度から大阪府職員基本条例に基づき相対

評価により実施されているが、絶対評価と相対評価の乖離による執務意欲の低下と、人事評価制度により執務意欲が向上した職員の割合が近年停滞しているという課題を踏まえ、同条例に規定されている相対評価の各区分の分布割合を変更する改正を行い、令和 6 年度から実施されたところである。

本委員会では、これまで、相対評価を前提にするとしても、下位評価区分の分布割合を固定化した現状の制度を見直すこと、あるいは下位評価区分の分布割合の運用の柔軟化について早急に検討すべきであるとの意見を述べてきた。

今回の改正は、これまでの本委員会の意見を考慮したものと考えられ一定評価できるものであり、任命権者においては、改正後の制度が職員の資質、能力及び執務意欲の向上という人事評価制度の意義に沿ったものとなるよう適切な運用を図られたい。

3 働きやすい職場環境の構築

(1) 長時間労働の是正

本府では、近年、パソコン一斉シャットダウンシステムの導入やグループ長への定期的な時間外勤務実績の送付などにより、業務の見直しや合理化、職員の意識改革の推進を図り、時間外勤務の縮減に取り組んできた。

しかしながら、令和 5 年度における時間外勤務については、職員（教職員を除く。）1人あたりの平均時間がなお増加しているうえに、月 **100** 時間以上の時間外勤務を行った職員が **93** 人にものぼっている（非常災害の対応など上限規制対象外とされている特例業務^{※1}による時間を除く。）。

これは、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」（平成 7 年大阪府人事委員会規則第 2 号。以下「勤務時間規則」という。）の上限の時間を上回る時間外勤務が今なお存在することを示している。このような、いわゆる過労死ラインを超える勤務実態の解消は、職員の健康や安全の確保の観点から、本府として看過することのできない重大な課題である。

また、上記月 **100** 時間以上の時間外勤務を行う職員は例外的部署^{※2}に集中している。本来、例外的部署の指定は、上限時間を緩和する措置であることから、その指定を最小限の部署に留める必要があるところ、例外的部署の中には、1人あたりの平均時間外勤務時間が比較的少ないケースも見られた。その主な要因は、所属内での業務量が偏り、特定の担当者やグループに負担が集中して

いることにあると考えられるので、過去の時間外勤務の実績から予めこれらの偏りを把握できる場合にあっては、所属長等のマネジメントにより業務分担の見直しなどの対策を講ずるべきである。さらに、上限時間を緩和する例外的部署の指定にあたっては、所属において時間外勤務を抑制する取組が十分に行われているかを慎重に検討した上で判断することが求められる。

任命権者においては、月 **100** 時間以上の時間外勤務の解消に向けて最優先で取り組み、また、時間外勤務が増加傾向にあることの要因の把握、分析にも努め、各所属における時間外勤務の要因に応じた取組を行うことにより、なお一層長時間労働のは正を図られたい。

※1 特例業務とは、天災その他非常災害、突発的な事件又は事故への対応等、公務の運営上真にやむを得ない事情により特に緊急に処理することを要する重要な業務と任命権者が認めるものをいう（勤務時間規則第4条の2第2項）。

※2 例外的部署とは、例外的業務（通常予見することのできない業務量の大幅な増加その他のやむを得ない事情により、臨時に勤務時間規則で定める上限時間（月 **45** 時間・年間 **360** 時間）を超えて勤務させる必要がある業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者から指定を受けた所属をいう（勤務時間規則第4条の2第1項第2号）。所属長は、毎年度、任命権者との協議により例外的部署としての指定を受け、協議により定めた範囲内で上限時間を超えて時間外命令を行うことが認められている。

（2）教育職員の負担軽減に向けた取組

本府教育委員会では「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和2年大阪府教育委員会規則第7号）により、時間外在校等時間^{※3}の上限を原則月 **45** 時間、年 **360** 時間、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の特例的上限時間を月 **100** 時間未満、年 **720** 時間と定めるとともに、「第2次大阪府教育振興基本計画」において、時間外在校等時間の縮減を重点取組として設定し、「時間外の電話対応の自動音声への切り替え」や生徒も含めた「全校一斉定時退庁日の設定」など、校務運営の効率化に向けた取組を行ってきたところである。

これらの取組により一定の改善が見られるものの、令和5年度の年間時間外在校等時間が **360** 時間を超える府立学校教育職員は **4,911** 人であり、なお全体の3割強を占めている。加えて、時間外在校等時間が **100** 時間以上となった月が1月以上ある職員についても **774** 名存在することから、教育職員の長時間労働の縮減に向けた更なる取組が求められる。

特に、部活動の指導については、本府教育委員会において長時間労働の大きな要因と分析されており、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」

(令和5年8月改定)においても、原則週あたり2日以上の休養日の設定や、平日の活動時間を2時間程度とする等の基準を定めているところであるが、令和5年度に実施した「府立学校教員の勤務状況に関するアンケート」の結果によると、令和4年度においては全日制課程の約8割の学校において本方針が遵守されていない状況である。

本府教育委員会においては、学校現場のマネジメントに任せるだけでなく、本方針が遵守されていない原因を究明し、対策を講じた上で、学校現場に対して上記方針の遵守を強く求めるべきである。

あわせて、引き続き長時間労働の縮減に有効とされる部活動指導員の積極的な活用を進めるとともに、近隣2校合同で部活動を行う「部活動大阪モデル」の実施について効果検証を行い、その結果を踏まえた実効性のある取組の実施を期待する。

さらに、教職員端末機の無線・軽量化やデジタルツールの積極的な活用により、職員室外での校務処理やテレワークの実施を可能にするなど、ＩＣＴ環境の充実を図ることで校務運営の効率化を推進し、教育職員の負担軽減を一層進めていく必要がある。

学校教育の更なる質の向上のためには、熱意ある優秀な人材の確保が重要であり、そのためには、教育職員の長時間労働の是正は最重要課題であるとの認識を持って、より一層実効的な取組を推進されたい。

※3 時間外在校等時間とは、勤務時間外の在校等時間のことである。在校等時間とは、在校時間（出退勤スリット間の時間）に校外で行う活動や研修及びテレワークの時間を加え、自己申告による自己研鑽等及び休憩時間を除いた時間をいう。

（3）多様で柔軟な働き方の実現

少子高齢化に伴う生産年齢人口減少等により労働力不足が社会課題となる中において、住民の生活基盤を支える行政サービスは、引き続き良質かつ持続的な提供が求められている。このような中で、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境を構築することは、職員がその能力を最大限発揮できるとともに、公務職場の魅力向上につながり、人材確保にも資するものである。

本府では、これまで持ち運び可能な職員端末機の導入や選択的週休3日制の検討など、柔軟な働き方の更なる推進に取り組み、昨年度は「働き方改革実践モデル職場」を選定し、多様な取組を行った結果、当該職場における業務効率

化への意識が向上したとされている。

一方で、府庁全体で見ると、職員1人あたりのテレワーク年間実施回数は所属間で大きな差異があり、フレックスタイム制度についても令和4年1月の導入以降の利用者数は低調である。任命権者においては、より多くの職員に伝わる効果的な周知の方法を検討するとともに、テレワークやフレックスタイム制度等を前提とした業務管理やそれらの働き方を選択しやすい雰囲気が醸成されるよう、所属長等への更なる意識づけを行っていくことが重要である。

また、引き続きワーク・ライフ・バランスの充実度や業務効率への影響などについて職員からの意見も踏まえつつ効果検証を行い、テレワークやフレックスタイム制度がより活用しやすいものとなることを目指すべきである。

なお、来年度に開催される「**2025**年大阪・関西万博」の会期中における交通混雑緩和を目的としたTDM（交通需要マネジメント）が実施されるが、これを一つの契機として、多様で柔軟な働き方が可能な職場環境の構築を加速されたい。

(4) 職員の健康確保

本府では、「こころの健康づくり推進プログラム」に基づく産業医や保健師による保健指導及びストレス相談、所属を対象とした出張健康教育や新規採用職員へのハンドブックの提供などの取組が行われている。

一方で、令和5年度の本府の一般行政部門におけるメンタルヘルス不調（基本分類表（平成27年総務省告示第35号）における「精神及び行動の障害」）を要因とする休業者数（7日以上休業した職員の延べ人数）は、前年度に引き続き増加しており、中でも**20**歳台までの若手職員の割合は依然として高い。

任命権者においては、若手職員を中心としたメンタルヘルス不調の増加を踏まえ、上記「こころの健康づくり推進プログラム」等に基づいたメンタルヘルス対策を引き続き推進するべきである。また、とりわけメンタルヘルス不調の予防の観点から、職場における職員間のコミュニケーションを十分に図り、周囲に相談しやすい職場環境づくりに取り組まれたい。

なお、職員が睡眠時間を含む生活時間を十分に確保し心身ともに健康な生活を送り、ワーク・ライフ・バランスを保つという観点から、勤務間インターバルの導入など新たな取組についても検討に着手していく必要がある。

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

職場におけるハラスメントは、その言動を受ける職員の人格や尊厳を不当に傷つけるだけではなく、職場環境にも悪影響を及ぼし、ひいては公務能率の低下や貴重な人材の損失につながるものである。職員一人ひとりがその能力を発揮し、また、組織活力を向上させるには、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを進める必要がある。

そのためには、職員が互いの人格を尊重する風土の醸成や、職場のコミュニケーションを活性化して職員間の信頼関係を深めることが大切である。風通しが良く、安心して自分の考えや意見が言える職場環境をつくることが、ハラスメントの防止につながる。

任命権者においては、「職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」のもと、職員への啓発、研修及び相談体制の整備など総合的・組織的な対策を講じている。また、令和6年3月には、ハラスメントの防止に関する知事メッセージを全職員に向けて発信するなど、ハラスメントの根絶に取り組んでいるところである。引き続き、職員が無意識のうちにハラスメントの加害者にならないよう啓発や研修を続けるとともに、ハラスメントを感じた職員が相談をためらうことがないよう相談体制の整備に取り組まれたい。

なお、本委員会においても、職員総合相談センターへの相談者に対して適切に助言を行うとともに、大手前庁舎での出張相談を含む相談者の利便性に配慮した相談体制の整備を進めていく。

結語

本年は、月例給において、職員給与水準が民間給与水準を **11,693 円** 下回っていることや民間における賞与等の支給状況を踏まえ、昨年度に引き続き、初任給・若年層に重点を置きつつ、全職員の給与を引き上げる勧告を行った。

本勧告は、地方公務員法に定める情勢適応の原則に則り、民間との給与較差を是正するという観点から行うものであり、知事及び府議会におかれでは、適切に対応

されることを求めるものである。

なお、現在、任命権者において「組織・人事給与制度の今後の方向性（案）」に基づき、組織・人事給与制度の改正について取り組んでいるところであるが、本委員会としても、従前から、人材確保や育成等の人事給与諸制度の改善、長時間労働の是正をはじめとする働きやすい職場環境の構築については、重要な課題と認識し、意見を述べてきたところであり、任命権者においては、本委員会の意見も踏まえ、真摯な検討と取組がなされることを期待するものである。